

【特定養殖共済】

共 済 目 的	特定の養殖業について、共済責任期間中の当該養殖に係る生産金額が共済限度額に達せず（漁協一括契約にあっては、その構成員の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が単位共済限度額に達しないものがある場合）、かつ、その生産数量が一定量に達しない場合の損失を補償する。
対 象 養 殖 業 （法第125条の2） （令第18条の4）	○のり等（のり又はもずく）養殖業 ○真珠母貝養殖業 ○わかめ養殖業 ○ほたて貝養殖業 ○こんぶ養殖業 ○特定かき養殖業 ※特定かき養殖業については、農林水産大臣が指定した漁協のみ加入可能
加 入 方 式 （法第125条の3） （令第18条の5）	任意加入又は義務加入 （注）加入区内の特定養殖業者の2／3以上の同意があった場合には、当該加入区内のすべての特定養殖業者は加入申込みをしなければならない。（義務加入）
引 受 方 式 （法第125条の6）	① 特定養殖業を営む者が個々に申込みをする単独加入 ② 加入区ごとに当該特定養殖業を営む2／3以上の者が一体となって漁協を契約者として加入（漁協一括契約） （注）加入区は、特定養殖業の種類に応じ、一定区域（原則として漁協の地区）ごとに都道府県知事が設定。
共 済 責 任 期 間 （法第125条の7） （規則第71条7）	共済対象となる養殖業の種類ごとに、当該養殖業の種類の養殖時期（周年操業の場合は1年間）を基準として、共済規程で定める期間
継 続 申 込 特 約 （法第125条の12）	・4年間の契約を1セットとする加入方式で、2年目以降の契約は自動継続。 ・掛金割引（1年目10％引、2年目以降20％引）あり。 ・てん補方式及び契約割合は特約期間中一定。（1年目に無事故であった者は2年目に、2年目に無事故であった者は3年目に、それぞれ20％まで契約割合の引上げが可能。） ・特約期間中、原則として共済限度額は大きく変動しない。 ・特約全期間が無事故又は特約期間内の支払共済金が僅少の場合には、無事故奨励金（4年目の純共済掛金のうち自己負担相当額）を給付。 （注）契約割合とは、共済金額の共済限度額（漁協一括契約にあっては単位共済限度額の合計額）に対する割合をいう。
共 済 限 度 額 （法第125条の9） （令第18条の6） （規則第71条の9） （規則第71条の10）	共済限度額とは、共済事故判定及びてん補の際の基準となる金額であり、共済金額の最高限度をいい、単位共済限度額とは、漁協一括契約における構成員ごとの共済限度額をいう。 （共済限度額の算出方法） 基準生産金額〔（過去5年間の養殖単位（のり等はさく、わかめ・こんぶは幹縄、真珠母貝・ほたて貝はいかだ又は幹縄、特定かきはいかだ、幹縄又はくい打ち式養殖施設）当たり生産金額のうち最高及び最低を除く3年間の総和平均値×契約年の養殖単位数）を基準として、共済組合が経営事情等を勘案して定める金額〕×限度額率（一律80％） （継続申込特約を付した場合の扱い） 継続申込特約における継続契約（2年目以降）の共済限度額又は単位共済限度額の水準は前年の共済限度額又は単位共済限度額の一定の範囲内で設定。（下限は

	原則として0.8、上限は一律1.4)
共 済 金 額 (法第125条の8)	共済金額とは、実際に共済に付される金額であり、共済事故の場合に支払われる最高限度をいう。(共済金額は共済限度額の範囲内で契約者が任意に設定。)
てん補方式及び 支 払 共 済 金 (法第125条の11) (規則71条の18)	① 漁協一括契約以外の場合 加入時に次の7方式のいずれかを選択 ア 全事故比例てん補方式 事故額×数量てい減割合(0.7～1.0)×てん補率(一律80%) ×契約割合 イ 約定限度内てん補方式 (事故率が約定限度割合未満の場合) 事故額×数量てい減割合×てん補率×契約割合 (事故率が約定限度割合以上の場合) 共済限度額×約定限度割合(10%、20%又は30%)×数量てい減割合 ×てん補率×契約割合 ウ 支払上限付てん補率てい増方式 (事故率が25%以下の場合) 事故額×$1/2$×数量てい減割合×てん補率×契約割合 (事故率が25%を超え50%以下の場合) [事故額－(共済限度額×12.5%)]×数量てい減割合×てん補率 ×契約割合 (事故率が50%を超える場合) 共済限度額×37.5%×数量てい減割合×てん補率×契約割合 エ 支払上限付小損害低てん補方式 (事故率が30%以下の場合) 事故額×$1/2$×数量てい減割合×てん補率×契約割合 (事故率が30%を超え50%以下の場合) 事故額×数量てい減割合×てん補率×契約割合 (事故率が50%を超える場合) 共済限度額×50%×数量てい減割合×てん補率×契約割合 オ 支払上限付小損害不てん補方式 (事故率が30%以下の場合) 不てん補 (事故率が30%を超え50%以下の場合) 事故額×数量てい減割合×てん補率×契約割合 (事故率が50%を超える場合) 共済限度額×50%×数量てい減割合×てん補率×契約割合 カ 約定限度内低事故不てん補方式 (事故率が5%以下の場合) 不てん補 (事故率が5%を超え約定限度割合未満の場合) [事故額－(共済限度額×5%)]×数量てい減割合×てん補率×契約割合 (事故率が約定限度割合以上の場合) 共済限度額×(約定限度割合(10%、20%又は30%)－5%) ×数量てい減割合×てん補率×契約割合

キ 支払上限付低事故不てん補方式

(事故率が約定不てん補割合以下の場合)

不てん補

(事故率が約定不てん補割合を超え50%未満の場合)

共済限度額×(事故率－約定不てん補割合(10%、20%又は30%))

×数量てい減割合×てん補率×契約割合

(事故率が50%以上の場合)

共済限度額×(50%－約定不てん補割合(10%、20%又は30%))

×数量てい減割合×てん補率×契約割合

② 漁協一括契約の場合

加入時に次の6方式のいずれかを選択

ア 全事故比例てん補方式

事故額の合計額×金額てい減割合×数量てい減割合×てん補率×契約割合

イ 約定限度内てん補方式

(事故者ごとの) 事故額又は単位共済限度額に約定限度割合を乗じた額の合計額×金額てい減割合×数量てい減割合×てん補率×契約割合

ウ 約定限度内低事故不てん補方式

(事故者ごとの) 事故額から単位共済限度額に5%を乗じた額を差し引いた額又は単位共済限度額から約定限度割合に5%を乗じた額を差し引いた額の合計額×金額てい減割合×数量てい減割合×てん補率×契約割合

エ 支払上限付低事故不てん補方式

(事故者ごとの) 単位共済限度額に事故率から約定不てん補割合を差し引いた率を乗じた額又は単位共済限度額に支払上限割合から約定不てん補割合を差し引いた率を乗じた額の合計額×金額てい減割合×数量てい減割合×てん補率×契約割合

オ 集団無事故不てん補方式

(構成員ごとの漁獲金額の合計額が単位共済限度額の合計額未満の場合)

②イと同じ

(構成員ごとの漁獲金額の合計額が単位共済限度額の合計額以上の場合)

不てん補

カ 大損害比例てん補方式

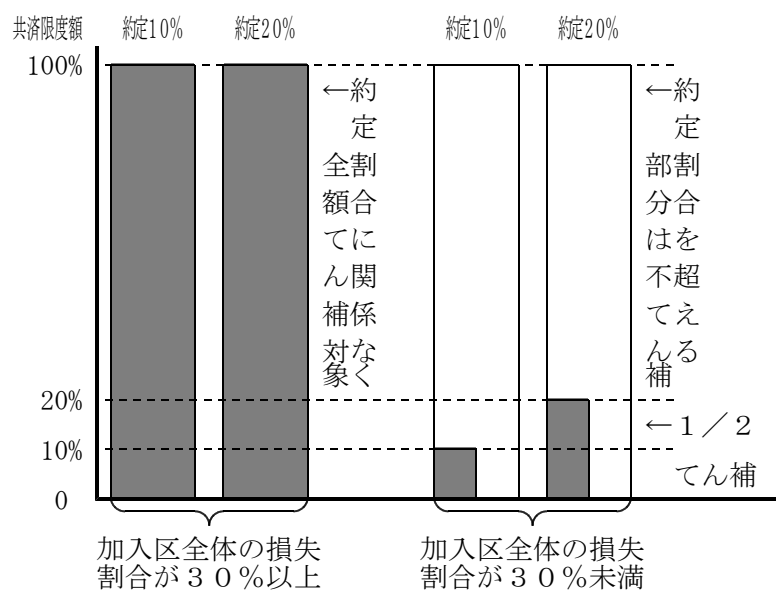
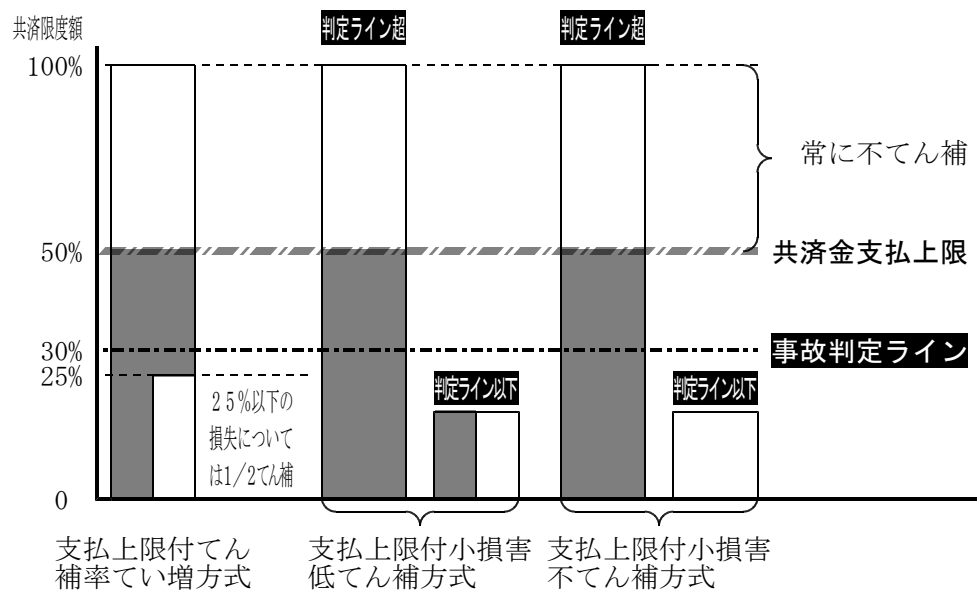
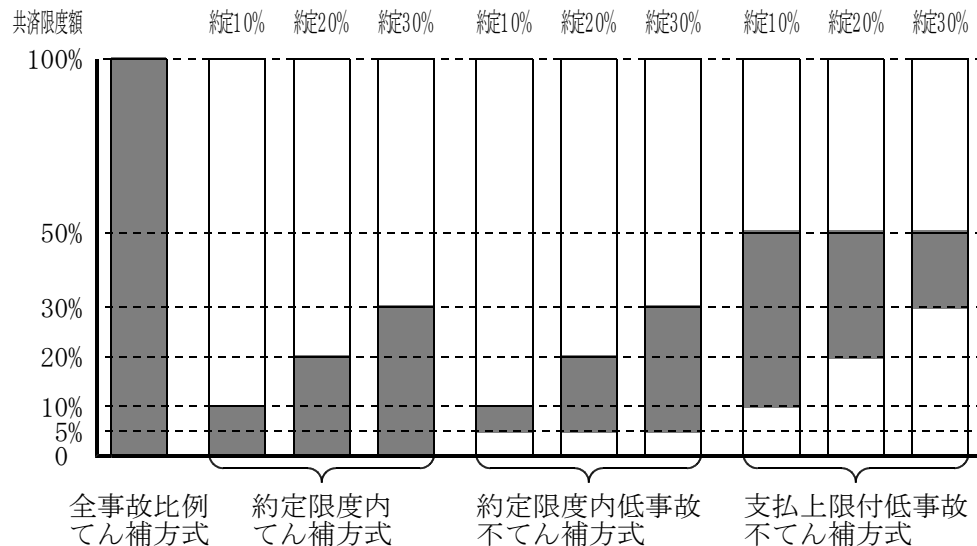
(加入区全体の事故率が30%未満の場合)

(事故者ごとの) 事故額又は単位共済限度額に約定限度割合を乗じた額の合計額×1/2×金額てい減割合×数量てい減割合×てん補率×契約割合

(加入区全体の事故率が30%以上の場合)

②アと同じ

〔てん補イメージ図〕



大損害比例てん補方式

支払責任分担割合 （法第140条） （令第22条） （告示第1515号） （法第147条の5） （令第22条の7） （告示第1518号）	再共済：共済契約ごとに共済金額のうち一定額（団体責任分担共済金額）までの責任負担は組合 30%、連合会 70%の比例分担。これを超える部分（特別団体責任分担共済金額）の割合は組合 5%、連合会 95%。更に、これを超える部分については、連合会がすべて負担。（個別比例超過損害複合再保険方式） 保 険：契約年度ごと保険区分ごとに連合会の再共済金額の合計額が一定の額（連合会責任再共済金額（保険区分ごとに連合会保有純再共済掛金の 1.09～1.20））を超える部分の金額の 93%を政府が負担。（年度別保険区分別総額超過損害比例再保険方式）
純 共 済 掛 金 （法第112条） （告示第1508号）	共済金額×基準共済掛金率（養殖業の種類、養殖水域別の共済区分ごとに設定）
純 再 共 済 掛 金 （法第141条） （告示第1512号）	純共済掛金×純再共済掛金率（養殖業の種類別の再共済区分ごとに設定）
保 險 料 （法第147条の6） （告示第1522号）	純再共済掛金×保険料率（養殖業の種類別の保険区分ごとに設定）
共済掛金国庫補助 （法第195条） （令第23条）	養殖共済に同じ 補助限度率 60／100～75／100（藻類養殖業は補助限度率なし） 補 助 率（義務加入） 1／4～55／100 （連合加入） 1／8～27.5／100